

## 議案第60号

渋川市農業近代化資金等融通措置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年6月8日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市農業近代化資金等融通措置条例の一部を改正する条例

渋川市農業近代化資金等融通措置条例（平成18年渋川市条例第157号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「群馬県総合農政推進資金融通措置要綱」を「群馬県総合農政利子負担軽減制度要綱」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

群馬県総合農政推進資金融通措置要綱の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

渋川市農業近代化資金等融通措置条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(利子補給の対象資金)</p> <p>第4条 市の行う利子補給の対象となる資金は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>群馬県総合農政利子負担軽減制度要綱</u> (昭和46年6月1日群馬県農経第207号) 第1条に規定する資金</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(利子補給の対象資金)</p> <p>第4条 市の行う利子補給の対象となる資金は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>群馬県総合農政推進資金融通措置要綱</u> (昭和46年6月1日群馬県農経第207号) 第1条に規定する資金</p> <p>(3) (略)</p>